

NUWNET の運用に関する取扱要項

(趣旨)

第1 名古屋大学（以下「本学」という。）において、名古屋大学情報連携統括本部（以下「統括本部」という。）が提供するキャンパス情報ネットワーク(NICE IV)のうち、名古屋大学IDを利用したNUWNETの運用に関する必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(運用の範囲)

第2 NUWNET の範囲は、次のとおりとする。

- 一 統括本部が承認した無線 LAN アクセスポイント
- 二 NICE IVで敷設した会議室やホール、講義室等の共用エリアの情報コンセント
- 三 その他、統括本部が認めた情報コンセント

(利用者)

第3 NUWNETを利用できる者は、名古屋大学キャンパス情報ネットワーク利用規程（平成21年3月30日規程第92号）第5条に定めるところによる。

- 2 一時利用を許可された者（以下ゲストという。）は次のとおりとする。
 - 一 制限ゲスト：Web、電子メール、SSHのみのアプリケーション使用に限る。
 - 二 無制限ゲスト：使用できるアプリケーションの制限は無し。

(利用者申請)

第4 利用者の申請は次のとおりとする。

- 一 名古屋大学 ID を持つ本学構成員は、初回の接続時に利用者情報を入力し、資格を認証する。
- 二 制限ゲストは名古屋大学 ID を持つ本学教職員が必要事項を入力し Web から申請する。利用期間は最大1週間で自動発行するものとする。
- 三 無制限ゲストは名古屋大学 ID を持つ本学教職員が統括本部に申請する。利用期間は最大1週間で事前に承認を得るものとする。

(利用資格の取消し)

第5 申請事項に虚偽の記載やNICE 利用遵守事項に違反した場合には利用資格を取り消されることがある。

(ログイン認証)

第6 ログイン時の認証については、次のとおりとする。

- 一 Web 認証(暗号化なし)を利用する場合は、SSID を NUWNET 又は部局で指定された SSID に設定する。
- 二 Web 認証(暗号化)を利用する場合は、統括本部に申請する。
- 三 MAC アドレス認証を利用する場合は、統括本部に申請する。

(注意事項)

第7 利用に際しての注意事項は次のとおりとする。

- 一 多重ログインを行わないこと。ただし、同一局内でのログインは可能とする。
- 二 ラストログインを確認し、自分のIDが悪用されていないか確認すること。
- 三 新入生は所定の期間内に情報セキュリティ研修を受講し合格すること。新入生の中で未受講及び不合格の者は、NUWNETを利用できない。

(無線局の新規設置)

第8 新規にNUWNET無線基地局を接続する場合の申請は、次のとおりとする。

- 一 「無線LANセキュリティ基準について」を遵守し、所定の様式で統括本部に申請する。
- 二 無線基地局の設置には、部局責任者及び部局担当者を置く。
- 三 経費は申請部局負担とする。
- 四 部局担当者は当該エリアの利用者からの問い合わせや統括本部からの調査（アクセスコントロールのログチェック等）に協力する。

(経費の負担)

第9 無線基地局の保守及び機器更新、修理等に必要な経費については、各部局の負担とする。

(運用管理)

第10 NUWNETの運用管理については、次のとおりとする。

- 一 ゲストID発行の履歴。
- 二 セッション情報の履歴。
- 三 P2Pファイル交換ソフトウェア(Winny/Share/LimeWire/BitTorrent/xunleiを含む)による通信を検知する。
- 四 統括本部の運用及び管理範囲は無線基地局及び共用エリア情報コンセントまでとする。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、統括本部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月6日から実施し、平成22年4月1日から適用する。